

議 事 日 程

平成 28 年第 4 回 浜中町議会定例会

平成 28 年 12 月 8 日 午前 10 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 72 号	平成 28 年度浜中町一般会計補正予算 (第 4 号)
日程第 3	議案第 73 号	平成 28 年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 4	議案第 74 号	平成 28 年度浜中町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 5	議案第 75 号	平成 28 年度浜中診療所特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 6	議案第 76 号	平成 28 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 7	議案第 77 号	平成 28 年度浜中町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 8	議案第 78 号	浜中町教育委員会教育長の任命同意について
日程第 9		閉会中の継続審査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・議会 運営委員会)

追 加 議 事 日 程

平成28年第4回 浜中町議会定例会

平成28年12月8日 午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第10	議案第79号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第80号	浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 平成28年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第72号の説明を受けます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第72号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第72号の質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

1 番加藤議員。

○1 番（加藤弘二君） 2つの問題について質問したいと思います。

まず1点目は73ページで総務費の中の庁舎建設に要する経費6,693万9,000円の委託料ですが、これは委託料ということで、役場庁舎の建設工事、さまざまな問題についての基本設計委託料となっておりますが、建設費の設計委託料、道路についての内訳を説明していただきたいと思います。それで、私はこの設計について、今朝ほど、基本構想なるものを渡されましたが、これに触れながら、質問に答えていただければ、この基本構想も理解できるのかなと思います。

1番の問題は、庁舎の建設場所であります。どこに建設するのかについては、今まで話題にはありましたが、山の上、中間、低いところに建設するという3通りあったと

思うんです。それで町としては、この場所に建設する事によって、どんな構想を持ちながら委託をしてるのかという事を説明していただきたいなと思います。

私としては、1番近い場所で低いところに建設するという事や中間に建設するという事で注意しなければならないのは、山を削ってそこに建設するという事になれば、当然、治山、治水は大丈夫なのかという事が1番問題であると思うんです。それで安心して少なくとも50年間は崖崩れ、土砂崩れ、等が起こらないような場所に、頑丈な建物を建設するという事から、この設計は大変難しい事だと思うのです。その場合に、一番近い場所、中間場所、上の場所となった時にそれぞれの場所のメリット、デメリットは町としてどう判断するかが場所の選定になるのかと思います。今、委託して、いつ頃戻ってくるのか。それに対して、町民に町が望む事を、議会を初め、多くの町民に、やはり町民は庁舎をどこに建設したらいいかという事で、非常に議論しながら考えてきた訳です。それで、多くの町民の意見に答えられるような場所に、庁舎を建設できるよう自分の意見も述べる、そんな機会を持つ事は、大変、今後の庁舎建設にとって大事な事ではないかと思うんです。色々、期限は、限られている部分もあると思いますが、やはり町民の多くが、建設に少しでも参加できて、意見も述べるような機会を持つ事が大事なかなと思うので、建設内容についての問題もあると思います。その際、事務を行う上での観点や、あるいは災害が起きたときの避難所としてどうするのか。そういう観点を、今回出された構想の中で示されるものがあれば説明していただきたいです。

それから、もう一つは避難道の問題です。避難道は、どういう形で作ろうとしているのか、それは庁舎の場所によっても避難道は違うと思うんですよ。役場前の火防線からまっすぐ伸びて上に登るような避難道の事を私は、言っているのですが、そういう避難道路の計画についても、案を持ちながら設計委託をしているのか、その辺を説明していただきたいと思います。

2点目の質問ですが、総務費で73ページの電算システム運用に要する経費の中でコンビニ収納システム、資料によりますと49万6,000円ですが、これに関しましては、77ページで徴収事務に要する経費の印刷製本費、30万5,000円ですが、先程説明もありましたようにコンビニ収納に関わる事だと思います。私はこの議案書で見たところ、コンビニに関わる場所は、この2つだと思ったのですが、他にまだあれば説明してほしいです。歳入では、どの部分がこれに関わっているのかという事も説明していただきたいと思います。

続けてこの件について質問したいと思いますが、以前に議員協議会で示された、コンビニ収納導入及び運用に係る必要経費概算という1枚に説明が書いてある紙がありました。それについての質問をしたいと思います。帳票作成委託料、要するに通知書兼領収書綴ですが、これに係わるのが町道民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者保険税、介護保険料この6科目綴りになっています。それに係る経費として183万2,425円となっておりますが、一緒にした綴りという事になれば、町道民税が4期に分かれていますから4枚、固定資産税も4期ですので4枚、国民健康保険税は6期ですので6枚、軽自動車税は1期ですので1枚、合計で15枚の通知書と領収書が綴られているものが配られるのかなと思うんです。そうした場合に、これを全ての町民の世帯主に配られるものなのか、特定の希望した方だけに配られるのか、人によっては役場から出される、今までどおりの納付書とコンビニの納付書、両方が配られるものなのか、作成枚数と対象者について説明してほしいと思います。

それと手数料1枚につき60円、2000件と書いてありますが、この根拠についての説明をしていただきたいと思います。以上よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） この委託業務の金額の内訳というお話でしたけれども、この議決をいただいた後、入札になりますので金額の詳細については、お答えしかねます。

この委託に関しましては、調査測量、基本設計が大きな内容であります。6,693万9,000円のうち、調査測量に関しては、約40%でございます。残りの60%が基本設計業務という事になります。

その委託する概要でありますけれども、調査測量の中では、用地測量、水準測量、地質調査業務です。基本設計の内容でありますけれども、調査そのものの設計業務については、今の想定では床面積について3800㎡程度、それと、構造が鉄筋コンクリート造で3階建てを想定しております。この内容の基本設計という事になります。それと、敷地面積は大体15000㎡想定しておりますけれども、その外構の設計と道路の設計、それらが基本設計の委託業務の概要であります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 建設場所でございますが、津波浸水区域、現地番から約8メートルなのですが、それを越える事にはなりませんので、その中で検討していきたいと思っております。

それと治山・治水の関係でございますけれども、今、建設課長がお答えしたとおり基本設計の中でそれらを含めて設計するとなっております。

それと各課の配置ですけれども、町民の利用の多い部署を1階に配置すると考えてございます。それ以外については2階、3階になろうかと思えます。納品時期ですが今、基本構想は9月を予定してございます。町民の皆さん、議員の皆さんの周知でございますけれども、これから入札をしまして、業者決定後に基本設計がまとまった段階でのお知らせをしたいと思えます。

それと避難道の設計でございますけれども今回、最終的には建設場所が決まってからでございますけれども、基本設計の中で避難道の設計も予定してございます。以上でございます。

失礼しました。町民の意見を取り入れる時期でございますけれども、基本設計がまとまった段階で、しかるべき時期にお知らせしたいと今、考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） コンビニ収納についてお答えいたします。以前の全員協議会でもコンビニ収納の事をご説明いたしましたが、実は29年の4月からコンビニ収納を始めたいという事でお話をして、その準備に係る予算を、今回上げさせてもらってます。コンビニ収納に係るところは、49万6,000円と30万5,000円の今回は2つだけです。歳出だけで歳入については、来年度の新年度から入ってきます。今年度上げた理由は、コンビニとテストをした印刷した、仮の納付書を各コンビニにおくりテストをして実際にできるかどうかというのをやらなくてはならない期間が、約3か月ほど時間を要します。それで今回補正予算案を上げさせていただいて1月から3月の3か月間テストするのに、印刷製本費で30万5,000円。それに伴うシステム改修で49万6,000円を上げさせていただいております。

歳入に係る部分も今回はありません。コンビニの納付書ですが、この形態がコンビニ、郵便局でも払えるように変わるというだけで、従来の納付書と、枚数等、変わっておりません。当然、町道民税であれば4期、4枚に表書き、内容がついて7枚位になります。固定資産税についても、4期で表に宛名がつき、固定資産の建物、土地の評価額、償却資産の内容がついて7枚くらいです。国保も6期ですので、所得割、人数割、世帯割の名目が載っているという事で8枚から9くらいになります。ですから従来と変わりはあ

りません。

手数料の関係ですが、この手数料も、実際にどの程度払われるかというのは、動いてみないとわからないのが現実です。新年度予算で上げる予定ですがけれども、最近、近隣で導入した鶴居村、標茶町を参考にして、浜中町の送っている発送枚数と照らし合わせると、大体2000件位なのかなという事で、説明したとおり、上げさせてもらいます。もしかすると先日、まちづくり懇談会で姉別からも要望があって、近くでも払えるようにしてほしいと要望があって、29年4月からやりますと伝えたら、大変喜んでいたので、もしかすると2000件よりも増えるのかもしれないし、増えた時にまた補正で手数料の関係は上げさせていただきたいと思っておりますが、これから新年度予算ですがけれども予定では2000件で予定しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 説明を受けたんですけども、建設場所については1番、浸水から免れる低い場所に建てたいという事で、これについては文書にも書かれているように利便性を考えてだと事だと思っております。治山・治水という事も答弁の中で十分検討した中で、確定するという事なんですけども、場合によっては、削り方によって山崩れ、土砂崩れが起こるかもしれませんね。私は、そこに確定するという事ではなくて、中間地点ではどうだろうか、あるいは、下から3分の1の地点でどうだろうか、そういうような場所をいくつか選んでいくつか出してもらって、それについて最も安全な場所に建設するという試行錯誤的な委託の仕方は大切だと思うんです。そういう点で考えられているのかどうなのかですね。私は湯沸山の登る時、1の通りから延びていった細い道を見たり、水取場の浜沿いの道路を通ると、今にもやっぱり膨れ上がって落ちてくるのではと心配がある訳です。そういう事が、今度、庁舎が完成した時に安全だとしっかり言えるのか、その設置場所について、再答弁をお願いしたいと思います。

それから、庁舎の関係ですが、1階から3階の構想を答えていただきましたが、避難所としての役場のこの構想は1階、2階、3階ではどのような構想を持っているのか、それから避難所となった場合に、高いところに上がるので、十分な水の補給、例えば飲み水の確保、トイレで使う水は、どのように対応するのか、あるいはトイレについても、およそ1000人近い人が避難すると考えられるとすれば、トイレも普段使用する場合と、避難しなければならない状況の時のトイレの使用方法等も構想として、しっかり述べてほしいと思います。

それからもう1つは、私は浜中町の庁舎建設場所は、この釧路管内だけでなく全道、全国から注目されています。なかなか建設できない庁舎という事で。将来、地震に強いまちづくりでの構想というのは、今から18年前から浜中町で立てられたものでありますから、地震津波対策とした場合浜中町の18キロに亘る防潮堤や避難道、庁舎建設は、多くの海岸線の自治体で参考にしたいというところが沢山出て、見学に来られる方も数多くあると思います。そういう見学に来る人たちに、なるほどと思わせるような建設をして、津波の危険性のある市町村では、こういう建物が良いという見本となるような建物を私は考え、できれば、予算内で考慮していただきたいと思います。

それから、これらの立派な庁舎を建設するにあたって、先ほど私は、町民の声を聞いて建設してほしいと言いましたが、私は林活議連の1人でして、この18年間参加させていただいております。そうした時に、地場産品の木材を使って、地場産品の木材をふんだんに使って、町の活性化に繋がるような構想も私は、特に入れてもらいたいと考えておりますが、町の構想の中にはそのような考えはありますか。

そして、最後の質問ですが我らの庁舎を建設をという事で、町民の意見をという事を言いましたが、私は具体的にどういうことなのかという事で、まだ予定していないかもしれませんが、構想としてこのような事をやりたいという、多くの町民の声を、こんな形で吸い上げる。子供たちや若者の声も、しっかりそこに反映させるという取り組みが必要ではないかと思っております。これについての答弁をよろしくお願いいたします。

次に、2点目のコンビニ収納について質問したいと思います。先ほど課長の方から姉別地区での事が話されていて、大変喜んでいたという声もあったそうでありますが、私は、このコンビニを使って納めさせてほしいという声は聞いておりません。役場にとっては、この方法がいいかもしれませんが、私は税に関して納入する時に、今、町が提案したような方法というのは、私は道が狂っているのではないのかなと思っております。要するに納税というのは、とても我が町にとって大切なものであります。交付税に多くを頼りながらも、納税が5億円から6億円と、7億円に近くなるようなところまで納税がなされています。農業、漁業、一次産業の町での納税です。非常に価値の高いものです。憲法上どうなのかでは、憲法30条では国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負う、それから27条では、すべての国民は勤労の権利を有し、義務を負う、そして働いて納税する働く納税こういう義務を負うという日本国憲法で、本当に大事な条文がある訳です。私は、納税者の側に立ってみれば、税に対して今どのような感じを持

っているのかというと町民は、税金が高いという感覚を持っています。去年まで安かった町道民税が上がって、倍近くなって、町民は税に対する感覚というのは非常に強く持っています。それで、言ってる事が、働いている人は、税金の為に働いているというような声も聞こえてくるし、納期が遅れると督促状がやってきて、気分が悪いという人もおりますが、この方が、役場に年の暮れに1回と3月に1回納入して完納するようにしているようです。そのくらいの滞納で督促状を送らなくてもいいのにという声があります。頑張って3月一杯で払ってきたけども、今年は完納できなくて4月まで税金を完納するのにかかってしまったという事でした。今日、役場まで行って、払ってきたと話をしていました。税金を完納して初めて納税者は、1年が終わったという感じで、納税を生活の中心に据えながら考えているものなんです。税金だけは滞納しないで払っていいという人が大変多くいるという事です。多くの町民は、支所や本庁に行って税金を納める手段で従来、ずっとやってきた訳です。私は、今回の制度を何人の方が役場の方に要望してきたかという事とその声が沢山あって、それに応えるべくこのような制度を作ったのかどうか。導入経費として131万円それから運用経費として250万円合わせて380万円です。この380万円という金額は、税金を納める380万円の税金を納めるとしたら、どんな事だろうと考えた場合に、私はとても多いのではないかなと思うのですが、これだけかけて、果たしてメリットがあるのか、これを扱うのは、コンビニで扱う訳なのですが、そういう形で進める事はどうなのかと思うのです。そういうことで2回目の質問とさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） まず、委託業務に関しての作業の流れを説明します。用地測量と水準測量ですが、用地測量とは用地の範囲を確定する測量になります。水準測量は敷地内の高低差を調査する業務になります。このデータによって、先程位置を決定する場合の事を言っていましたが、そのデータによって、切土盛土が少なくすむ平坦で面積が多い場所を選択する事になると思っております。その時に、委託した業者からは、1つに絞って決定する事はできないと思いますので、先程、議員がおっしゃられたように、いくつかの案ができてその説明を受けて、最終的に町でこの位置に決定する事になると思っております。

それと当然、その際には、切土盛土が少なくすむ位置で考えますけれども、治山・治水に対処した設計をする事が当然のことだと思っております。

それと地場産の木材等をふんだんに使うというお話でしたけれども、これは今回の委託に関わらず、極力地場産の材料等を使っていただくように、仕様書等に記載して発注しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今回、新庁舎の建設にあたりまして防災センター機能を備えた庁舎という事で、一時避難施設というのを兼ねてございます。有事の際に、一時的に避難していただいた皆さんに使用していただく為に各課に会議室、相談室あるいは休憩室を設置しますので、その中で対応したいと思います。特に3階には、大きな会議室を考えてございますので、それらを含めて最終的には議場も対応したいと考えてございます。それと水の確保という事で、飲料水、トイレの関係でございますけれども、貯水槽を規模はこれから検討いたしますが、貯水槽の設置も考えてございます。

それと町民の意見を取り入れる時期でございますけれども、先程も申し上げましたけれども基本設計後、実施設計に向けまして、その時期に実施したいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） コンビニに関する質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、確かに税金は、納税の義務、勤労の義務、町においては、貴重な財源となっているのも事実です。だからこそ、町民の公平の負担から納税していただくということが大事な事だと思います。

そして、コンビニ納付と先程来、説明をさせていただきましたが、実は、コンビニと郵便局でも払える事になっているのです。今まで、直接、郵便局では、払えなかったのです。それで、コンビニと郵便局で払えて、お年寄りの方が年金月の15日に、お年寄りの方が、年金を郵便局とか、金融機関はいいのですが、郵便局に取りにいて、年金をおろして、今まではそこで税金が払えなかったのです。わざわざ、浜中の人は、浜中支所に行って、茶内の人は、茶内支所に行って、もっと酷いのは、姉別の方は姉別の郵便局で年金をおろして浜中支所か茶内支所に行って払わなければならなかったのです。それを、今度は払えるようになったのが1つです。

それとコンビニのメリットは、24時間です。役場は8時半から5時15分までしかやってないです。休日は、当然、土曜日と日曜日は休みです。農作業、漁業で忙しくて税金を払わなければならないんだけど税金を払う時間が過ぎてしまったという事

がよくあるんです。払いたいが、払うところがないという事を何件か言われたことがありますので、そうであれば、明日の昆布が出て、その合間にコンビニへ買い物に行った時に税金を払えるという事が正直ありました。

電気料、電話料もコンビニで払えるので、その時一緒に税金を払いたいし、自動車税も実際コンビニで払えるようになっていきますので、一緒に払えたらいいのにといい意見は確かに、特に若い人の意見は、多いです。若い人はもっと今回、うちはやっておりますが、モバイルという、今のスマートフォンで払えたらいいのにな、という意見もありました。北海道の方では、昨年から取り入れていますけれども、浜中町でもそれを検討していきたいと思っています。

それと、先ほどの督促の関係ですが、実は釧路管内で浜中町だけ延滞金を取っておりません。それで、北海道の方からどうして延滞金をとらないのかと指導を受けています。それは先ほど議員おっしゃったとおり、浜中町は第一次産業の町で特殊性があつて、年末に払うとか昆布の関係で年末に払うとか、年度末に払うとかの人がいて、そのように納めてもらっているんです。だから、私どもは納期が過ぎても、延滞金ではなくて、理由書を書きましたが、特殊事情があるから、きちんと年度末に納めてもらっているのだから個別の延滞金は取らないという方針ですので、延滞金とはっておりません。ただし、督促状は、確かに年度末、年末に払うのに督促状が来るといのは、気分的によくありません。ただし、地方税法で時効を中断する為に、やむを得ず送らないと時効を中断できませんので、その事によって流してしまうと、職務怠慢になってしまいますので、これは、仕事上やむを得ず送っています。これも、確かに、年度末に払うのだから、督促状も要らないし、それにかかる郵便の経費52円も無駄だと言われれば確かにそうかもしれませんが、これは無理ではなく、きちんとした経費だと思います。

それと先ほど言われた費用対効果ですが、確かに380万円がそのままは費用対効果に結びつくのかと言うと、それは、費用対効果に直接結びつかない部分もあるかもしれませんが、役場の仕事というのは、全て費用対効果が結びつくものとは思いません。そこに町民の利便性がプラスする要因としてあると思います。町民の利便性が求められるのであれば、時と場合によっては費用対効果以上の事をするのが私共の仕事だと思っています。そういう意味では、今回、コンビニ収納と郵便局で払えるという事をさせていただく事によって、郵便局で払う部分については、お年寄りの利便性を向上させるという事で、コンビニ収納をやるということによって、若い人、また、繁忙期に

役場に来られない方についての対策になるのかなと思っています。現在でも月末は、夜間休日窓口を開けて、夜7時まで役場を開けて納税相談に応じております。年末については、さらにプラスして休日窓口、土曜日、日曜日も開けて納税相談はいつでも受けられる体制はとっております。

それと先程言われました、税金の金額的な事ですがその所得に応じてなのですが、一番苦慮しているのは、サラリーマンでしたら毎月の給料から引かれるからいいのですが、漁業者は所得に応じて来年かかるんです。だから、今年の税金は、去年の昆布の所得に応じて今年の税金がかかっているんです。今年税金がかかっているけれども、一般質問でもありましたけれども、今年は、昆布漁が悪くて、払えないという方が実際に来てます。その為にも納税徴収猶予という事で、2年間徴収猶予を出来るという制度もありますので、相談に来ていただければ2年間の誓約書をもらいながら、今年は、去年の昆布でかかっているので大変です。特にイカ漁の方はものすごい打撃なものですから、相談に来てもらっています。今年は、2年間の徴収猶予があるから今年は払える分だけで納税制約をとって、来年はがんばって今年と来年の分を含めてという事で2年間の徴収猶予の制度を持っていますので、決してコンビニ収納をやったからといって、税の相談窓口が無くなる事はないですし、今まで通り、きめ細やかにやっていこうと思っています。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 有事の際を含めまして、庁舎に絡むトイレの関係についてご説明いたします。基本設計の中では、トイレは簡易浄化槽を考えております。それと先程、総務課長の方から貯水槽というお話があったのですが、この貯水槽については、飲み水から生活用水、全てを考慮した水の量として考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） ちょっと、答弁漏れもあったように思いますが、再々質問させていただきます。

1点目の庁舎建設については、町民とどう図るかという事では、私は、もう少し具体的にやってもらいたいと思うんです。それは、例えば、このような庁舎がこの場所に建ちますという案と、それから、内容は、このようになっていますという事を、全戸配布で広報誌等で配布していただいて、皆さんのご意見を聞かせ下さいというような事で、

専用電話にかけてもらえれば、何でも要望を話していただければ、参考にしたいと思えます、というような事も、町民の意見を取り入れるのに、大きな役割を果たすのかなと思ったりもします。それから、自治会の皆さんの代表者の声を聞くとか、もちろん議会には、きちんと図って、広く町民の意見を聞くというような事もやっていただきたいと思えます。この事について、町長自身の言葉で答弁をお願いしたいと思えます。

それから2点目なのですが、答弁漏れかなと思ったのですが、今まで出している納付書とコンビニ用の納付者を、両方全世帯に配って、どちらでもいいという方向で納税してもらえるようになるのかという事をやるとすれば、やっていただきたいと思えます。私は、このIT関係が非常に行政の中に入ってきて、果たして価値あるものかというものもあるんですよ。

例えば、私が感じているのは、マイナンバーで大騒ぎしたのですが、毎年それに係る経費が引かれていって、どんな効果があるのか、やらない人もいれば、それで済んでいる場合もあるのではないかとか、それから今回のようにIT関連で、こういうものが入ってくると、何かこの役場が率先して、これでやるというよりも、バックに日本全国の自治体でこういう形を採用してもらおうというグループがあって、それで広めていくという、何か、コンビニグループがあって役場収納の仕事を半分、請け負ってやろうという経営を広げるようにも感じます。

特に、コンビニで最近思うのは、お菓子類の販売等です。あれでは町のお菓子屋さんが消えると私は思いました。ですから、既存の店が、しっかり成り立つような道義的なものを持ったコンビニのあり方という事を採用するのではなく、もう少し、町民の声を聞いてやったほうがいいと思えます。私は、税は根幹をなすと言いましたがそういう問題を、今度はこういう形でやりたいんだけどどうだろうと投げかけて、町民の声を聞いて判断させてもらいたいと思うんです。今回だって、コンビニ収納機構についての説明があったのは1週間前ですよ。町民の声を聞く時間なんかないじゃありませんか。そういう中で、議員に判断してくれと言われても、私は困ります。今回、この部分を除いてくれないかというのが私の気持ちなんですけれども、この辺、町長の考えもお聞かせ願いたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただ今のご質問にお答えいたします。先程、新庁舎の絡みでございます。やはり、うちの歴史の中では、一大事業1つであります。その意味では、大

事な新庁舎50年に渡り安全を確保する庁舎でありますから、あらゆる形で町民の皆さんに情報発信するという姿勢は、内部では考えております。

その具体的な方法につきましては、広報浜中、あるいはホームページとか、自治会配置という事も想定しています。具体的には、これから会議を重ねる中で決定していきたいと思っております。何らかの形で町民の皆さんの声を吸収して、それを反映させて、議会にも随時しかるべき時に発信をしていきたいと思っております。

コンビニ収納の関係でございますが、現場の税の収納対策は将来的には税外金という事に発展すると思っておりますけれども、やはり、町の財源をしっかりと確保する為に、現場は納税者との間のやり取りをしております実感から、よかれと思って実施するという事ですので、このまま引き続きご提案については、このまま皆さん納税者でございますから、皆さんの判断に委ねたいと思っております。現場としては、やっていきたいと考えておりますので、それをご議論いただければ幸いですと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 先程の納付書の件ですが納付書は1つの様式になってそれで従来どおり金融機関、郵便局、コンビニでも払えるという全ての共通様式です。金額は違いますけれども皆さん同じ納付書になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 何点かに亘って質問をしたいと思っております。まず、今もありました73ページ、庁舎建設に関わる基本設計委託料についてですけれども、昨日の同僚議員の一般質問を経て、基本構想の総案になるものが、今朝、議員控室のテーブルにあがっていたのですが、私くしとしてはあれだけ庁舎問題で、この2年半ほど議論を重ねてきて、ようやく建設場所が決まったという事で基本的には住民の非常に関心の高い事業だと思っておりますし、30億を超えるとも言われる巨額なお金を投じてやる事業ですから、もっと順序をきちんと定めていく必要があるのかなと思うんですよ。

基本構想、基本計画等というのは、この庁舎設計費を計上する前に、議会並びに住民に知らせるべき仕事ではないのかなという、私なりには、思っていますし、そういったものを作る課程において、新しい庁舎を建設した市町村、そういったところへの担当者の視察もあってしかるべきではないのかなと思っておりますけれども、そういった手順が違うのかなというふうに思います。

それと5月27日に、町長は現在地へ役場庁舎を建てるという意思を表明されました。それから今日まで、数カ月のいとまがあった訳ですけれども、その機会に構想なり契約、基本計画そういったものとの下準備というのは一切されてこなかったのか、その辺についてお答えをいただきたいと思いますし、今、私が言った順徐が違うのではないかという事について、何かお考えがあればご説明をいただきたいと思います。

それから今、1番議員さんの質問の中で見えてきた部分があるのですが、この調査設計を発注するにあたって、基本的な構想計画が示されて、それに基づいて受注をした設計業者がするんだろうと思いますけれども、調査設計を委託する業者というのは、競争入札という事なんでしょうけれども、それ以外に選考基準というのがありますか。どの業者がやっても、出てくる結果というのは、調査設計の出された資料というのは、同じものだと私は、思わないのですが、それぞれの業者によって、やり方、考え方が違ってくるんだろうとっております。あくまでも競争入札で一番安いところに落札させるという事でいくのか、事前に、これまでのそれぞれの業者の実績等を調べてやっていくのか、その辺の事についての考え方があれば伺っておきたいと思います。

それから、今の議論で、調査に関わる住民周知という事は、今、副町長から答弁されましたけれども、やはり、住民なり、それぞれの有識者の代表者の方々から、一定の構想に基づいた意見を聴取するという事は、大事なことだと思うんです。今後、50年、60年使っていく浜中町の中心となる施設ですから、多くの方々の意見を参考にしながら皆さんが満足できる使い勝手のいい庁舎を作っていかななくてはならないんですよ。その為の手順が私は、されていないような気がしますけれども、その辺の考え方について、お伺いをしたいと思います。

それから、75ページ、町税費、賦課事務に要する経費で不動産鑑定評価委託料が7万4,000円増加になっております。これは、委託先が変更なった事による増加だというような説明ですけれども、なぜ、委託先が変わった事によって、こういった形で増額されていくのかその説明をお願いします。

それから、87ページ、6次産業化ネットワークづくり支援事業補助、これは、不採択で減額という事ですけれども、この採択になった理由等について、ご説明をいただきたいと思います。私どもにとっては、これからいい事業だなと思ったのですが、減額予算を見て、がっかりした部分もありますので、この辺についての説明をお願いします。

それから、公社営畜産基盤再編総合整備事業に要する経費で、公有財産購入費424

万円の中身について、ご説明をいただきたいと思います。

それから、少し戻りますけれども、75ページの総務費、その他町有財産に要する経費で委託料支障木伐採委託料、当初予算では20万円で、取得見込みにより30万円の追加となっておりますけれども、どこの伐採を要する事が決まったのか、その辺についての説明をお願いします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 不動産鑑定料の関係でお答えいたします。従来、不動産鑑定士を札幌の方をお願いしていたんです。実は、もう札幌の鑑定は高齢の方でして、すごく安くやっていたのですが、こちらの方に出向く事もできないということで、断られたのが事実です。それで、どうしたらいいかと私どもは考えまして、釧路管内の町村でも同じ当然、評価の鑑定をしてもらっていますので、釧路管内の、実は一番安い鑑定士さん、小原鑑定士さんという方をお願いしたのですが、余りにも、札幌の鑑定士さんの値段が非常に安かったので、これが正常なのかは、わかりませんが釧路管内の鑑定士さんの中では、一番安い金額ですので、今回その不足分を上げさせていただきました。今後もこのような金額の状態になると思いますので、今回の金額で予算計上させていただく事となっておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 87ページの、6次産業化ネットワークづくり支援事業補助の2,100万円の減額の部分について、不採択の内容という事でご質問でありますけれども、北海道の方へこの事業計画として提出させていただいたのですが、具体的にどういう事が要因で不採択になったかという部分については、北海道の方から示されてございません。状況として考えられますのは、事業計画を提出している他の事業の件数、それと、北海道で見込んである予算措置、それらとの優先順位の関係で、この部分についての当町からの事業を実施したい旨の事業計画を提出した部分が、優先順位の中から外れていっているのかなという事で、思っております。ですから、具体的にこういう部分の要件が足りなくて、不採択になったとかの部分については、北海道の方からは、確認はとっておりません。

それで内容的には、この部分としては不採択になりましたが、本人の事業計画の段階では、融資を受けながら、事業の方は実施するという事で、融資の方も、6次産業化部分の事業取り組みという事で、無利子融資の貸し付けを受けられる事ができましたので、

そちらの方で、ヨーグルトのラインとそれに要する建物、これらの事業実施の方を進めて現在行っている状況であります。

それから、2点目の87ページですけれども、公有財産購入費公社営の農業用施設購入の424万円の部分なんですけれども、これにつきましては、来年度、本体工事を予定している農場の、畜舎建設に要する設計費用を今回、その農場主の負担分という事で予算として計上させていただいております。ですから、これについては、来年度やる畜舎の部分の今回の設計で、事業費的なお話をしますと、789万5,000円が全体の設計費用で、それには国費が50%入りますので、その他の中には、消費税事業事務費も入っておりますが、それらを差し引いた、個人負担分の受益者負担分の424万円という事で、農場としては、1戸分の農場の、次年度予定の設計費用という事で押さえていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 庁舎建設に関しましてお答えいたします。5月27日以降という事でございますけれども、一応、構想がございまして、面積等について、色々検討していたところでございます。今回、予算計上するにあたりまして、基本構想という事でお伺いしましたけれども、手順が違うという事でございますけれども、予算計上に向けて各調査項目についての積算は、計算して数字的に出しましたが、青写真になるものを、細部に亘りまして確定しなければならなかった事から、今回、基本設計が発注後において、業者の担当の方と相談しながら取りまとめをした後に、お示しする予定でございました。

それと、委託業者の関係でございますが、過去の実績に基づきまして、指名競争を今、考えていますけれども、基本構想に向けての基本設計の使用書等がございまして、それにお示しをしまして、その中で協議を進める事から、結果的には町が考えているような成果品が出てくると思っております。

それと意見の聴取でございますが、先ほども申しましたけれども、基本設計が終了し、皆さんにお知らせをして、その後に、実施設計に移る訳でございますけれども、それらにおきましては、然るべき時期に実施したいと思っております。以上でございます。

失礼しました。答弁漏れがありました。

歳出、75ページのその他町有財産に要する経費の支障木であります。茶内市街の橋北西51番地、56番地に、教員住宅が2戸建っておりますが、その隣接地が、今回、

民有地という事で、住宅を建設する方がいます。そして隣接地にかなり木が生えておりますので、それを伐採するという事で、町有地に生えている木もかなり大きくなっておりますので、将来的に倒れたりした場合を考えると困りますので、それらを含めて町有地に係る分の木10本程度ですが伐採をしたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 歳出の2点についてですが、6次産業化ネットワークづくりの不採択に関してですけれども、他事業が数件あった為に優先順位から外れてしまったというふうな答弁だったと思いますが、他事業が数件あったという事は、浜中町であったのではなく、道内全体、色々な中からあった為に申請が外れたと理解していいのかなと思いますけれども、このような補助事業を申請するにあたっては、ある程度の採択、されるだろうという見通し等があつて、予算計上されるものではないかと思うのですが、そういう事業があたるような予測が無かったのか、予想外に外れてしまったという事なのか、その辺の事についてお答えをいただきたいと思います。

それから、庁舎問題ですけれども、なんか苦し紛れの答弁かなと私は思いましたが、やはり、庁舎建設に亘って私も、これまでいろんな議論を重ねる中、ネットなどを通じて調べて、他市町村の流れ等も見てまいりました。多くが、きちんとした順序を踏んで基本構想、基本計画をつくり、それから住民の意見を聞きながら、そういった手順を踏んでやってきている事が大半だろうと、私は思っております。そういう事から言えば、基本構想なり基本計画は、このような計画のもとに調査設計を発注します、と言うくらいの事は、事前に議会の全員協議会等で説明があつて、然るべきではないのかなと思います。今、聞くと、準備を進めていたという事で個別に質問が出ると、それなりの答えが返ってくる訳ですが、そういったものが、事前に出されて今回のまちづくり懇談会でもこのような構想の元に、庁舎の設計に入りますという事くらいを住民にまちづくり懇談会で説明できるという事が普通ではないかと思えます。今回、私は自分の地域のまちづくり懇談会しか出ておりませんが、調査件数の場所の選考にあたっての経過説明はありましたけれども、今後の取り組みについては、大体のスケジュール等に説明があっただけで、集まった町民に対する意見の聴取とかは、一切無くて、せつかくの機会にそういった事がない訳ですよ。今後、いずれの機会に住民説明会、意見の聴取をするという事ですけれども、その日程すら、契約に入っていないという事ですよね。私は、こういう考え方で、庁舎建設に向かって本当に大丈夫なんだろうかと心配をしています。

もう少し、しっかり手順を踏んで、一つ一つ階段を上がっていくようなやり方をとっていかないと、町民が期待した庁舎ができるのかどうか、非常に今、不安なんです。その事について理事者の考え方を、この機会にお尋ねをしておきたいと思ひますし、ぜひ基本構想は素案ですから本当のしっかりした基本構想の計画が出されると思ひますので、しっかり提示してほしいという事を要望しておきたいと思ひます。

それと調査設計を委託する業者の選考は、最終的に何者か選んで、その中で一番安いところという事になるんでしょうけれども、この辺は、もう少し慎重に業者の選考については、選ぶ必要があるのかなと思ひます。どの業者がやっても同じであれば、安い業者に越したことはないと思ひますが、精通された業者を、選考の中で入札して選んでいただきたいと思ひますけれども、その辺の考え方を再度、お尋ねをしたいと思ひますけれども、ここまで来て、先進地の最近建設した庁舎を視察に行くという事にはならないかもしれませんけれども、私は、やっぱり他町村の、新しくできた調査等を視察しながら、より使い勝手のいい、安くて立派な庁舎を建てる為には、そういった、汗をかく事も必要かなと思ひますけれども、その辺の考え方は無いのか、再度お尋ねしたいと思ひます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 87ページの、6次化ネットワークづくりの補助金2,100万円の減額の部分ですけれども、ご質問にありました今回の採択漏れになったのは、全道での応募件数の関係は、こちらの方でも承知はしておりませんが、そういった中での優先順位、あるいは予算措置上の順番付けを含めて、今回採択から外れたと考えております。それから、その辺の当初予算で計上して、このような状況になったという部分でありますけれども、この部分は去年、予算措置対応させていただいて、今回、ヨーグルトの製品開発とか、あるいは、市場調査マーケティングに対する、この事業を活用しての調査を昨年度に実施している経過から、継続のハード事業というような事の位置付けでこちらとしても国、道の方から支援補助をいただける事務手続で進んでいきましたが、結果的にこのような事になったという事でご理解いただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） しっかり答弁して下さい。答弁が良く解らないです。お互いに職員は、助け合いながら答弁して下さい。副町長。

○副町長（松本賢君） 今、議員からのご指摘された事についてお答えします。これまでの経過につきまして、企画財政課そして本庁舎ですので、総務課に移行するという事

であります。色々ありましたが、構想は今までの企画財政のやりとりの中で、仕事の蓄積がありました。その事から面積等について決めるという事について、一部確定していない面がありましたので、そういった意味で、正案ではないという事ではありますが、そして10月末に臨時会がありまして1か月の間に12月提案に向けてという事ですから、できる限りの事はやりましたが、これからも手順違う事なく、然るべき手続きを踏んでやっていきたいと思っております。そのようにしっかり対応したいと思えます。

構想等につきましては、できるものは盛り込んだ上で、正案していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

他町村の視察等のお話もありましたが、それについての情報等は、できる限り収集した上で必要とあれば近隣町村あるいは違う形で業者が決まった折には、その事の情報も得た上で、今後進んでいきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 答弁は完結ですか。副町長。

○副町長（松本賢君） 業者の選考につきましても、やはり実績をしっかりと踏まえた上で、指名をしていきたいと思えます。その中で入札ですので、安いところに決まるという事になるかと思えますが、内容等については、しっかりと構想を成案にしたものをお伝えした上で、具体的な青写真にしたいと思っております。

時間的には実施設計を迎えますけれども、その折には、今のうちに会議を重ねて、色々な形で意見を反映していただくか等につきましても、決定していきたいと思えますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木誠君） 理事者から答弁をいただいたので、これ以上お聞きする事はないのかと思えますけれども、基本計画なり、基本構想を成案にして示したいという事ですから、ぜひ、そういう形で議会に説明をしていただきたいと思えます。その事の確認をしたいのですが、その辺について間違いないのかどうかを示していただきたいと思えます。

それと、基本構想の成案にスケジュールが最後のページに載っていますけれども、もう少し具体的に、今、私が質問した町民に対する周知、あるいは意見の聴取を含めて、きめ細かなスケジュール等についても、ぜひ、次の機会に示していただきたいと思えますけれども、これが可能かどうかについてだけ確認しておきたいと思えます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただ今、お話のあった件につきましては、成案になった時点で説明申し上げます。

更には、最後の事業スケジュールに意見聴取等あるいは、周知の関係につきましても、ここに盛り込んでお示しをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） この際暫時休憩します。

（休憩 午後 12時04分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第72号の質疑を続けます。

○議長（波岡玄智君） 6番成田議員。

○6番（成田良雄君） 73ページについて、質問させていただきたいと思います。午前中、2人の議員より庁舎建設工事に関わる委託料について質問されて、ある程度、わかりましたけれども、僕も思いますけれども、手順がやはり疎かになっているという事は明確になっています。そういう意味で、この委託料の中に、やはり手順として一番大事なのは、用地だと思えます。番地は決まりましたけれども、1万5千㎡の用地を予定しておりますけれども、この用地の買収はどのような手順の元でやっていくのか、また、どのくらいの予算なのか。やはり、予算計上するには、最初は、用地の予算というのが、先に計上されるべき事ではないのかなと思いますけれども、その点のご答弁をお願いします。

2点目は、81ページですけれども、その他障がい者福祉に要する経費の中で新しい設計委託料が500万円計上されていますけれども、議員協議会で説明をされましたけれども、この件については、榊町の小学校の廃校利用という事で、素晴らしい事業が今後展開されると思いますけれども、町民にもわかるように、今後、どのような事業、または、委託料なのか、これからのスケジュール等も詳しく説明をお願いしたいなと思います。以上お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） お答えいたします。用地の関係でございます。湯沸445番地は、祥雲寺さんの土地という事で、実は、10月28日臨時議会において位置を定

める条例の可決後、町長と一緒に出向いて、祥雲寺さんからは、有効に使っていただきたいと言う、ありがたいお言葉をいただいております。それと隣接地に民地がありますが、これにつきましては、本人に一度電話連絡をしまして、用地交渉での実態もわかっていますので、これから用地のお話を具体的に進めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保険課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 81ページの施設実施設計委託料についてのご質問にお答えいたします。

今後、どのような事業を実施するかという事でございますけれども、現在、町では、障がい者の社会交流と自立した生活を支援する施設であります、地域活動支援センターを社会福祉法人鉤路恵愛会ハート鉤路に委託して、老人福祉センターで開設させていただいております。障がい者の働く場を広げる事を目的に、老人福祉センターで実施する地域活動支援センターを旧榊町小学校に移転させていただき、就労支援部門を拡大し、事業を行っていききたいと考えております。現在、計画されている事業内容としましては、これまで地域活動支援センターで行っている、キーホルダーや昆布の加工などの制作に加えてお弁当づくりを行い、お弁当については障がい者や高齢者宅に宅配をする予定です。宅配については見守りを兼ねて社会福祉協議会に委託する予定となっております。

それから、地域の皆様や観光客との交流、社交の場を提供する為、カフェまた集いの場を開設する予定となっております。

加えまして現在、旧榊町保育所を利用させていただき実施しております、発達支援センター通所事業について、通所している児童の増加に伴い、小学校の移転を計画しております。

それで、今後のスケジュールでございますけれども、今回、実施設計委託料を計上させていただいておりますので、3月末までに、この実施設計を終了し、それで、出た改修費用を、来年度の6月補正で計上させていただく予定でございます。工事につきましては、6、7カ月を予定しておりますので、平成29年度で工事、引越しを行い、終了させまして、事業の実施は30年度からの予定をしております。

今後の予算案でございますけれども、委託料については地域活動支援センターの委託料とお弁当の作成につきましては、介護保険事業の中で総合事業という事業が始まりますので、その中で委託料を、人件費程度は出せるのではないかとというふうに思っております。

ます。

それと発達支援センターの予算でございますが、これは児童発達支援事業の中で計上して、今まで同様、その中で委託料としてだしていく予定でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○6番（成田良雄君） 73ページですけれども、口約束で了解は得ているという事でございますけれども、町として、しっかりとやる為にも、基本設計を調査する訳でございますから、用地の持ち主と了解を得ても口約束だけですので、文書等を取り交わして、この基本設計の調査に向けてほしいと思いますが、その点いかがでしょうか。

それと、81ページの件は、了解しました。それで、障がい者に対しての就労支援という事でございますけれども、その対象人数を教えてくださいのと、お弁当の宅配も検討しているという事でございますが、何名の方に今後、宅配サービスをする予定なのか、その点だけ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 今、お話がありました用地の関係ですが、地主の方とは、了解を得ています。今、議員おっしゃられましたとおり、今後、取り交わすという事で進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 就労支援につきまして、何名位が対象なのかという事でございますけれども、現在の通所者は4、5名おります。町外に通所している方も同じ位いらっしゃいますので、できれば町外に通っていらっしゃる方も戻ってきていただきたいのですが、それは本人の適性とかもありますので、今後、周知をしていきたいと思っております。

それと、お弁当の宅配については、人数の関係ですが希望に沿ってという事になるかと思っておりますので、来年度、アンケート調査などを実施する予定をしておりますので、その中で希望を募っていききたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 数点お聞きしたいと思います。まずは、歳入71ページの町債の霧多布港湾防潮堤の改良事業債ですが、先ほど、歳出で執行残という説明がございました。歳入の未充当による1,230万円の減という事であっておりますけれども、この当初予算3千いくらで、たしか予算計上をされていた中で、あくまでも、設計費で

の1, 230万円減額というのは、事業そのものの見直しがあったのかなと考えるんですけども、その点の説明をいただきたいと思います。

それと、73ページ庁舎建設に関してですけれども、同僚議員からの質疑で、ほぼ了解はしているのですが、数点確かめておきたい事がございます。今朝ほど示された資料3ページの中で「厳しい財政状況を鑑み、施設規模等については、必要最小限に留める」という文言がある中で、この庁舎建設位置について伺いますけれども、可能な限り、低い位置に建設するように取り組みますという意味は、どのように理解したらいいのか、わからないので説明いただきたいと思います。

それと、関連して先程、建設課長の方から測量して極力、切土・盛土の経費のかからない場所を選定する旨の答弁がございました。それで、多分、皆さんが一番の関心事は、当初、この庁舎の建設案が示された時に、中腹を削り、切土して整地するという話の中で、金額的にどの位かかるのかという事では、自分は、素人なりに考えると、頂上を極力、平らに均す工事と、中腹を削る工事では、どれくらいの用地整備費に差があるのかを大変気になっているという事でございます。それを、数カ所候補を予定して計画されると思うんですよ。明らかにしてほしいのは、どこの場所に決まってもいいですから、それと、別な場所との用地整備費の費用の比較を間違いなく示していただいた上で、なおかつ、高いけれども、ここが必要だという根拠があるのであれば、それを明確に示していただきたいと思っていますので、その点、答弁をもらいたいと思います。

それと福祉保健課、教育委員会、これも当然一緒なるという構想の中で進められておりますけれども、ここで、急速な職員の削減には踏みきれない状況にありますという事は理解いたします。ただ、これらも踏まえた中で私くしは、前回、保育所の関連で正したのは、将来的な地域ごとの人口ビジョン、これ無くして、これから先のまちづくりというのは考えられないので、それは、どうなのかという質問した事に対する答弁では、しっかり、つくっていきますという答弁でした。この保育所に関しては、緊急性がありますので、茶内地区の保育所に通所地区の人口ビジョンは、作成します、早急にやります、できましたという答弁だったと思います。他の地区についても、随時、進めていきますという答弁をいただいておりますので、その地域別、人口ビジョンの策定の進捗状況と、成果品等の議会に示せる時期を答弁いただきたいと思います。

それと、81ページ障がい者福祉給付に要する経費の扶助費、補装給付費について伺います。これは、当初予算156万円、9月補正で84万8,000円、今回補正で、

244万7,000円、合計で485万5,000円になるのですが、昨年度の決算資料を見ますと、18件で120万6,000円、26年度は、15件で60万1,000円という数字が残っているのですが、今年度は、大幅に増えている要因は何なのかなと思いますので、その答弁をいただきたいと思います。

それと85ページ、し尿処理に要する経費ですが、合併浄化槽の補助だと思のですが、当初、5人槽2基、7人槽2基で370万円予算計上がありました。この度、増という事で10万円でしたけれども、これは、当初予算の4基と、今回何基なのを含め、どの地区で整備が進んだのか、お知らせいただきたいと思います。

それと、もう一度聞いておきたいと思います。先程、6次化についての答弁が課長からありましたが、道からは不採択の理由等は無いという事でしたけれども、町が窓口となって、農家さんとその事業と取り持つという立場が、町にあると思うのですが、この当初計画した事業主というのは、当然、これをあて込んで事業を開始したと思うんです。それで、建物に関しては、対象にならないので、自己負担でやりますというお話の中で、建物等は融資を受けて既に建設しております。その中で、要するにヨーグルトに関する器具等に関しては、この事業の対象になりますという事だった説明でしたよね。それで、この不採択の結果がでた時期と農家さんには、どのような形で、いつ頃伝えられのかを詳しく教えてほしいと思います。

それと、これに代わって無利子の融資を受けて、今現在、準備を進めているという説明でしたけれども、6次化に関して無利子の融資制度があるという答弁でした。これも当初から事業主の方は、分かっていた事なのか、この点を確認しておきます。

それと、89ページ、観光客誘致宣伝等に要する経費では、旅行雑誌じゃらんに掲載するという事で、先程の補足説明では、琵琶瀬木道に関して広告をあげるという説明でした。琵琶瀬木道は今、改修に取り組んでいて、2月末の工期で完成だったと思いますけれども、じゃらんに広告が掲載される時期、掲載される内容の写真の形等、どのような宣伝になるのかが気になりますので、その点をお知らせいただきたいと思います。以上よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） ご質問の1点目でございますけれども、霧多布港海岸の防潮堤嵩上げの関係で議員からは、71ページという事でございますけれども、その他に、67ページ、89ページ、歳出、歳入の減額の予算が出されております。今回の霧多布

港海岸防潮堤嵩上改良実施計画の委託料という事で、89ページに1,289万6,000円の事業の減額という事でございまして、これは事業確定によるという事でございます。

当初、この事業につきましては、3,050万円の予算で防潮堤延長約1.9メートルの地質を含む堤防の基本設計、それと一部370メートルの工事をする事による実施設計を予算に予定してございましたけれども、国の交付金、社会資本整備総合交付金が当初予算見込みの1,677万5,000円から、これは国の配分のごさいますけれども、880万円に減額された事によりまして、その後、開発局と協議してヒアリングを受けまして、実施設計のうち基本設計の部分のみ事業を行うという形になりましたので、委託料、当初予算3,050万円のところ、委託料1,760万4,000円の事業で確定したという事で、差し引き1,289万6,000円を減額しようとするものでございます。

また、国の交付金の関係につきましても当初予算では、1677万5,000円を見てございましたけれども、先程申しました、880万円に減額されたという事でございまして、差し引き797万5,000円を減額したというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 70ページ、71ページの霧多布港海岸防潮堤改良事業債の1,230万円の減額についてご説明申し上げます。

先ほど水産課長の方から答弁させていただきましたけれども、国の交付金が減ったという中で、当初、実施設計という形で国の補助金を見ておりました。減額された過程におきまして、その事業の内容が実施設計から基本調査設計という形で、事業の内容が国のお話に基づいて、事業内容が変更になっております。起債の充当という事になりますと、実施設計及び工事費という形からの起債充当となる事から、今回の事業につきましては、基本設計という形になってしまった事により、起債が未充当になった事によるものであります。

それと、人口ビジョンの関係でございます。保育所については、既に、地域別の人口ビジョンという形でお示しさせていただいたところであります。本町の人口ビジョンでありますけれども、策定当時は、町全体として作成したものであります。これを地区ごとに整理するという事になりますと、現在ある全体の計画を基に、現在の実際の人口推

移等を緩和見て、地区割で割っていくという形で作るという事になるかと思えますけれども、他の地域の人口ビジョンにつきましても、年度内までにお示しさせていただきたいと思えます。

それと、庁舎の関係で職員数の関係でございますけれども、安定した行政サービスを提供していくという事で、急激な、職員数の削減には踏みきれないという事でありまして、今後の人口水準に伴って、当然、職員の数も自動的に減らせなければいけないというような形では考えているところであります。職員の適正配置を鑑みまして、この辺についても検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 庁舎の建設場所でございますが、可能な限り低い位置という事でございますけれども、津波浸水高、約8メートルを越える位置に建設しようという事でございます。それと建設にあたりましては、基本設計の中で利便性や費用も含めて、検討していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 81ページの、障害者福祉給付に要する経費で扶助費の捕装具給付費の補正についてのご質問にお答えいたします。

今年度、給付費が、かなりの金額になった理由でございますけれども、一番の理由としましては、特殊車いすが2台の申請があったという事でございます。申請件数につきましては、ほぼ例年通りなのですが、この2台の車いすが、かなり高額なものとなっております。理由としましては、乳幼児の使う車イスのような、バギーと合わせたような車イスが非常に特殊なもので、それがかなり高額になったという事と、今回申請のありました車イスにつきましても、身体障がい者の方の車いすの更新という事で、150万円程度の申請がありましたので、それについて、不足額を今回補正させていただいたところでございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 歳出85ページ、し尿処理に要する経費の負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置事業補助についてのご質問についてお答えいたします。

この補助金につきましては、当初予算で7人槽95万円×2基分、5人槽90万円×2基分を合わせて、370万円の予算措置をしております。本年度の実績といたしまして

既に、10人槽という形で7人槽以上での支出になりますけれども、95万円の支出をしております。それと、今後、支出予定の7人槽3基を予定しております。場所につきましては、渡散布地区1基、茶内農村地区1基、熊牛地区1基の3基です。この分で7槽以上が4基という形になりますので、380万円の予算が必要となりますので、不足分の10万円の補正をお願いするものであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 87ページの6次産業化ネットワークづくりの補助の関係でございますけれども、不採択になった時期という事ではありますが、当初予算の編成措置後で、時期的な話をしますと、3月に北海道の方からは不採択という事で、連絡をいただいております。同時期に、事業実施者の方に、その旨お伝えしたところです。その後、前段でも、ご質問があった時にお答えしたのですが、全道枠の中の予算措置の部分もあるという事で、その後、追加補正とかそういった部分の道もないのかなという事で、その間の経過は見ていたところもございます。

それから、それと併せて、無利子融資の関係の方のご説明で申し上げますと、農林水産省の方へ、6次化法に基づく認定というものを合わせて、この6次化補助事業とは別に、農林水産省の方へその認定をしていただくための申請を上げておりました。これが、認定されて、時期的な話をしますと、それが6月頃に事業主の方へ認定されたという事で、その通知がございまして、その時点で、検討していた追加補正の予算ですとか、その辺を見込めないという事で、6次化の認定を受けて、それに対する、無利子化融資の方の道をラインの導入部分、建物の部分、合わせて総額で1億2,000万円ほどになりますけれども、この2つをその無利子融資の方に充てて、事業を実質的にスタートさせたというような事があります。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 89ページの広告料の関係についてお答えいたします。

これにつきましては、北海道じゃらんへの広告料となっております。発行時期でございますが、これは全国版という事で、来年3月の発行予定となっております。ただ、この原稿の締め切りが、今月中という事になっています。当然、まだ、完成しておりませんので、道道の反対側の方で川側になるのですが、そちらのテラスの一部分とかが、できる予定となっておりますので、それらを活用した写真とか、過去にあった写真なんかを考えまして、この予算が付き次第、じゃらんの方と打合せする事となっておりますの

で、その中で考えていきたいと思っております。発行部数につきましては、全国版で9万部発行予定となっております。今回、お願いしたものは、全国版というのが年に1回の発行しかございませんが、それがこの3月という事なので、今回、お願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 防潮堤に関してですけれども、これは減額された事によって、当然、事業も縮小された事なんだと思うのですが、これは、前回の当初で計画されていた事業を、今後、何かの機会でも再度、計画して予算計上して実施するという考えなのか、その中には、陸間1基、実施調査7か所という項目もあったのですが、これらは、やらなくてもいいという話ではないと思いますので、今後の予算がつき次第という形になるのかもしれませんが、縮小した事業の、今後の扱いについてだけを確認させていただきます。

それと今の、じやらんに関しましては、了解しましたけれども、木道が完成した段階で、例えばまた、全国版年1回という事ですから、翌年度これ位の広告料で済むのであれば、じやらんというPR効果の高い雑誌を、更にまた、次年度利用して行った方がいいのかなと思いますので、その考え方も伺いたいと思います。

それと、先ほど、地域毎の人口ビジョンを、年度内に完成して示す事ができるという答弁でありましたので、それは、そのとおりに受け取っておきます。

それと、先ほど、総務課長が可能な限り低い位置にという事に関して、ですけれども利便性とその費用の問題を考えて決定するという事でありました。まさにそのとおりであります。先程、私が質問の中で言った事は利便性と、それに係る、それを確保する為に係る経費の話がありましたけれども、その辺は、しっかり示していただいて、協議していかなくてはならない事だと思いますので、その辺をしっかりと作る場所と別の場所との比較の数字を明確に出していただいて、場所を決定していきたいと思いますので、その点を再度確認しておきたいと思います。

それと障がい者給付に関しては理解しました。要は、件数ではなく、この補装具の種類によるという事で理解いたしました。

し尿処理に関しましても理解いたしました。これは、新年度でも予算措置されてくる項目なのかなと思いますけれども、新年度予算でも当初、今年度位の利用はあるだろうという事で、同程度のものは予算計上になるだろうと思いますけれども、その点を確認

しておきます。

あと、6次化に関しても、了解いたしました。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（石塚豊君） 霧多布港海岸防潮堤嵩上げの関係についてお答えいたします。今年、平成28年度の基本設計の中身でございますけれども、今年度につきましては、まず、延長1.9メートル部分の地質調査という事で、具体的には、地質のボーリング調査が7本、それに伴います土質の試験、そして解析等の調査とを行っております。

また、防潮堤防施設の基本設計という事でございまして、この1.9キロメートルの現在の、防潮堤9つほどのパターンで断面の違いがございまして、まず、重力式という胸壁タイプですね、具体的にいいますと、霧多布の陸閘3と言われるところ、浜中漁業協同組合の事務所の脇の方から抜けていく所がありますけれども、そこから、東よりの部分については、全て胸壁タイプという事で、重力式と呼ばれる防潮堤でございまして、それについて、同じ胸壁タイプでも5種類の防潮堤があるという事で、その断面の基本設計をしていくという事です。それと陸閘3号から西の部分は、こちらについては、傾斜式と言われてまして、波返しがついておりまして、なだらかにせり上がっている防潮堤でございますけれども、こちらの傾斜式につきましても、4種類の断面があるという事で、この4断面の基本設計を行っていくという事で、今年度につきましては、事業費1,760万4,000円で事業を行っているところでございます。

それで、来年度以降でございましてけれども、今回基本設計という事になりますので、来年度につきましては、この1.9キロメートル部分の実施設計を行っていききたいという事で、国の方には交付金の要望をしております。事業費につきましては、はっきり確定はしておりませんが、大体3,800万円から3,900万円程度の事業費という事で考えてございます。実際の工事につきましては、それ以降という形になるかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 89ページの広告料の関係でございまして。全国版以外という事でございますが、イベントや、ゆうゆの広告等も考えておりますので、これらの一部を活用しながらPRしていきたいと思っております。

また、じゃらんでは、無料の広告もありますので、それらを活用できるようにお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 庁舎の関係でございますが、比較検討という事でございます。基本設計の中で、しっかりと検討して、利便性と経費も含めて比較検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） し尿処理に要する経費の合併処理浄化槽の設置補助事業の来年度の見込みですけれども、来年度も、今年度同様に7人槽2基、5人槽2基分の予算は計上させていただきまして、生活環境の改善にも繋がりますので、広報等も通じて広く、特に、下水道未供用区域については、啓発活動していきたいと思っております。途中で足りなくなった場合には、また12月の補正という部分も考えられますので、指定業者の方とも連絡を密にしながら、情報収集して参りたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 庁舎に関連して、再度確認させていただきます。理由としては前回、庁舎の建設場所で町を2分した経緯もございます。その中で、極力この建設に向けては、将来の財政負担を考えて、負担軽減に留意すべきという意見書も出される中でこの度、庁舎を計画する訳ですから、その意味においても、しっかりと見える形で場所の選定に関しては、理由をわかる為に比較検討したものをしっかりと示していただきたいと思います。検討するだけではなく、それを示していただかないと、なかなか見えてこないのでは、その提示の確認だけしておきたいと思っております。

それと福祉保健課、教育委員会もそうですが、当然、移ると、今の場所が空いてしまう訳ですが、これらの利用というところまで、現在考えられておられるのか、文化センターにしても、あれだけのスペースの事務室があるのなら、かなりの余裕が出てきてしまうのではないかと思いますので、検討されているのであれば、その旨、教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 比較検討の件でございます。比較検討の結果については、お示ししたいと思っております。それで、文化センター、老人福祉センターの跡利用ですけれども、今後、検討するという事でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 4番中山議員。

○4番（中山真一君） 同じく庁舎の基本設計委託料に関わりまして、お尋ねさせていただきます。

昨日の9番議員の一般質問から、今日も色々とお話しが出ておりましたが、お聞きしますと、まだ納得できないような部分が沢山あります。

町長にお聞きします。町長50年に1回なるような役場庁舎建設時の町長として、携わるという事は、滅多にない事だと思いますが、その町長にお聞きしたいのですが、町長として、この役場庁舎をどのような庁舎にしたいのか。特色のある物にするのか、それとも設計業者に任すのか、その中で、できれば、理想、夢を持って建設費の関係もあるでしょうけれども、こんな役場にしたいなというような、町長の希望があれば、ぜひ、お知らせいただきたいと思っております。

次に77ページの、コンビニ収納についてお尋ねいたします。

これも1番議員さんの方からも質問ございましたが、色々意見もあるかと思えますけれども、納税者として、大変便利な方法にもなってくるのかなというようなところもあります。そんな中で、現在、大地みらい信金の支店の無い町に住んでいる、町外にいらっしゃる方が、例えば、固定資産税、その他の納税の方法は、どのようにされているのかについてお尋ねさせていただきたいと思えます。よろしく願います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） お答えいたします。どのような庁舎を建てたいのか、というご質問ですけれども、一番最初に執行方針でも述べましたけれども、まず、基本的には防災機能をしっかり備えた庁舎を建てるというふうになっています。ですから、これから、その事を基本に、今、質問された事は、どのような形の建物なのかという事だと思っております。基本は、そこに置いて、基本設計から実施設計をする事で、外観が変わるのではと思えますけれども、それは、これから決めて行きたいと思えます。ただ、この庁舎も50年前に建設された建物ですので、役場職員の中には、誰もこの庁舎に関わった人がいません。私が一番年上ですので、その状況からすると、やった事が無いという事だと思っております。50年に一度の仕事かもしれませんが、しっかり全職員、担当を含めて立派な、防災機能をしっかり備えた立派な庁舎を作っていきたいという気持ちで強く思っているところです。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） 77ページの、コンビニ収納に関しての質問にお答えいた

します。

固定資産税の当初課税等について、町内に土地があって町外の転出されている方は、多数おります。そういう方々は、今までどうしているのかという質問ですが、大変、ご不便をかけていたのですが、今までは納付書の他に郵便振替用紙を入れて、納めてもらっているのが1つのパターンと、近くの銀行で納めてもらうパターンですが、近くの銀行で納めてもらう場合は、本人が手数料を払わなくてははいけません。例えば、本州に転出して、みずほ銀行で払いたいという場合は、みずほ銀行で納付書を出して払う事はできるのですが、本人が手数料を納めなければいけないので、ご不便をおかけしておりました。

それと、もう1つは、漁業者が、12月以降に出稼ぎに行かれる方がいて、その行った先で税金を払いたいという方がいます。それで当然、今の論法でいくと、郵便振替用紙を送る事になるのですが、出稼ぎに行っている方が、日中は納める事ができないという事なんです。私どもも郵便局に振替用紙を今まで送っていましたが、納める事ができないという事で、コンビニで払えないだろうかという事も今まで言われていました。コンビニだったら、休日や仕事が終わってからでも払いに行けし、役場から郵便振替用紙を送ってもらっても当然、出稼ぎですから、仕事を休んでまでも行けないという事で実際言われていますので、そういう事もあって、今回、何とか納税環境を整備したいという事で29年度から、ぜひコンビニ収納を進めていきたいという事でお願いしております。現状はそういうところです。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○4番（中山眞一君） 役場庁舎の問題を町長の方からご答弁をいただきましたが、町内のプロジェクトを総務課が主になりまして、積み上げていく事も大切だと思いますけれども、町長の意思を、十分聞きながらやる事も大事ではないかと思えます。

私ども、防災も含めまして、三重県の役場庁舎と避難タワーを見に行った時に、その役場庁舎も山の上にはありましたが、その時に説明を受けたのは、これは当時の、町長の意思で、また指示によって完成した庁舎であり、おかげさまで素晴らしい庁舎ができましたというお話がございました。このような事もありますので、希望、理想があれば、大いに語っていただければと思います。

それから今、コンビニ収納の件がございましたが、たしかに郵便局でコンビニ払いができるようになれば、町外に住む人、納税者も便利になると思います。先ほどの説明で

は、副町長の答弁で、将来は税外金もという話もございました。その税外金の取り扱い
は、いつ頃予定されているのか、お尋ねさせて下さい。

○議長（波岡玄智君） 税務課長

○税務課長（梅田一光君） 今回、29年度から固定資産税、町道民税、国民健康保険
税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の6税目を先にさせていただきま
して、30年度からは、住宅使用料、土地建物貸付使用料、水道料の農業用水と一般の
水道料を検討しております。水道料については、一部、企業管理者と会計管理者とは別
なので、承認が違うと思いますが、使用料については、町外に転出する方が少ないと予
想されるので、税の場合は、「カクコウ」という郵便振替用紙を使っているのですが、
今度は、手数料のかからない「マルコウ」特別承認なのですが、「マルコウ」承認の使
用料の納付書を30年度に向けて使おうと思っています。その承認を1年間かけて、特
別承認は、半年ぐらい時間がかかると言われてますので、特別承認を取らせていただい
て「マルコウ」で30年度から可能な使用料については検討していきたいと思ってお
ります。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今、議員からおっしゃられましたけども、町長の意志、思いは、
しっかりスタッフには伝わっていると思っていますし、その事を理解してもらっている
と思っておりますので、しっかり、これからやっていきたいと思っております。以上で
す。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 私は、一般質問をしていますから庁舎問題について質問しない
つもりでいたのですが、2点位、検討していただきたいという事があります。

それで、用地の話がでましたが、用地については、大きな土地が山の上にあります、
それについては協力するという事ですから、口約束だけではなく、今度は、文書化する
上では、協力するという訳ですが、条件があるはずなのです。その辺もしっかり聞いた
上で、文書化するならそのようにしなければ、今後、後で、問題が起こる可能性があり
ます。無償で提供をするという話ではないですから、その辺は、共通認識に立って置い
ていただきたいと思います。

それと基本構想については成案にするという事でお答えがあったようです。基本計画

についてはどうだったのかなという事がありますので、今、基本設計を委託する段階であと1か月の間に基本計画というのが、組めるのかが心配なので、組めるのかどうかをお聞きしたいです。

それと、もう1つは、発注する段階での業者選考の方法ですが、プロポーザル方式とコンペ方式と競争入札これが大きくなります。技術力、経験・意欲、取組体制、柔軟性の幅広い判断基準から優れた設計者を選定して、住民の意見や要望を反言をしながら、設計者との協議で、設計を進める事ができるというのが、最近取り入れられている、プロポーザル方式なんです。今の段階では、競争入札という事であれば、安い業者に落ちていくのは必然的でありますから、先程言った、要件では、共同でやっていけるという仕組みは、今、主流になっているのです。発注するまでの間に検討できるのか、そのお答えをいただきたいと思います。庁舎に関しては以上です。

それから、75ページのふれあい交流保養センター運営に要する経費で、熱交換器プレート清掃補修他で156万9,000円という100万を超える予算が要求されております。修繕料自体は、当初予算で399万5,000円ですから合わせて556万4,000円という事業費になると思いますけれども、これに関して熱交換器のプレート清掃というのは、どの部分をいうのか、たとえば、湯元のお湯を吸い上げる部分なのか、どのような内容なのかをお知らせいただきたいと思います。

81ページの、その他障がい福祉に要する経費の委託料の500万円についてです。これにつきましては、先ほど6番議員の方から、今後の事業の内容について質問がありましたので、この事業については、社会福祉法人釧路恵愛協会ハート釧路に委託をするという事ですから、とてもいい事業だなという事で、ぜひ、6番議員に答えたように、推進をしていただきたいと思います。この500万円ですが、財源は、全て100%過疎債を使うという事ありますから、どの様な部分をどのように改修しようとするのか、この内容についてお答えをいただきたいと思います。

それから、83ページ茶内診療所に要する経費、これにつきましては、茶内診療所の運営委託内容の変更という事で3か月の予算を見えていますし、歳入でも、予算が計上されております。これは、茶内診療所、麻生医師の部分ですが、奥さんが入院していて、大変だという事で、事務を町の方で引き受ける訳ですけれども、本年は、それでいいと思います。ただ、麻生医師は、毎年1年契約ですというお答えが帰ってきます。それで、毎年1年契約とすれば、もう既に、来年4月以降の予算編成方針でいくと12月12日

までに求めるという事ですから、これらについて、来年4月以降の予算を見通した上で作るのかどうか、私は、ぜひ、見込みでもいいし、暫定予算でもいいから、作って計上しておくべきだと思いますので、その要因があるかどうかお尋ねします。

それから、89ページ商工振興に要する経費の地域経済活性化促進奨励補助であります、新規2件というふうに私は、聞いていたのですが、説明では3件というふうな補足説明がありましたが、この事業の内容についてお知らせください。

最後に、93ページ文化センター管理運営に要する経費ですが、キャノピー型庇補修というのは、玄関入り口の屋根の補修だと理解していますが、これについては、100万円の予算計上で、財源内訳をみると建物災害共済金で、同額、雑入で100万円を見えていますから全部共済金で処理できるというものですけれども、最初は、台風被害だと思っていたのですが、そうではないという話ですので、詳細についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 庁舎に関しましてお答えいたします。用地でございますが、先程も申しましたけれども、山の上の大きな土地を、祥雲寺さんからは、有効に活用していただきたいというお話をいただいております。それについてですけれども、文書を取り交わした方がいいという事でございますので、そのように致したいと思います。

それと、基本計画ですが、今回、基本設計という事で入札した後に、業者に委託をして進める訳でございますけれども、基本設計と並行しながら基本計画を作っていきたいと思っております。

それと発注方法でございますが、いま、議員おっしゃられたとおり、プロポーザル方式やコンペ方式もございますけれども、今回は、指名競争入札という事で今は考えてございます、以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 75ページの、ふれあい交流・保養センター運営に要する経費の修繕料の関係でございますが、この熱交換器の内容でございますが、大きいボイラーがありまして、それぞれこの度、清掃しようとするのが、給湯系等それらの系等に、大本のボイラーからきたお湯を更に、熱交換してシャワーの方に出すようになっております。まずその給湯系が1か所、それと浴室に行く部分が1か所、それと床暖系等も同様な構造になっておりますので、あくまで大本からきたボイラーのお湯を更に、

換具する為の熱交換器の清掃となっております。それと合わせまして、今回は、露天風呂系等との熱交換器4か所を予定しております。

それと、89ページの地域経済活性化促進奨励補助の関係でございますが、これにつきましては、3件の申し込みがございました。

まず1点目につきましては、乳製品の製造業者でありまして、新たにヨーグルトの製造をするという事で、これに関わる容器10万個、それに付けるラベル10万枚、外箱パンフレットなど事業費として550万円となっております。

2件目につきましては、水産食料品の製造業者で、昆布かりんとうのパッケージを新しくするという事で、2万6,300袋、それとホッキの燻製用という事で、同じく新しいパッケージで2万8,000袋を作る予定となっております。これの事業費が91万6000円となっております。

3件目の水産食料品製造業者でありまして、こちらは、ウニのギフト用という事で、外装箱3,000個、ギフト箱、ギフトの仕切りロゴシールなど作成予定で事業費として252万5,000円の事業費となっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） 81ページの委託料に係る想定される工事の内容でございますけれども、旧榊町小学校については、建設から20数年経っておりまして、雨漏りもしております。それでまず屋上の防水工事、外壁の改修及び塗装工事、それと、先程福祉保健課長からありました、事業に関わる内部改修に伴う電気工事機、械設備工事という工事となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 83ページの茶内診療所に要する経費に関するご質問にお答えいたします。

今回、経営委託内容の変更がございましたけれども、来年度の予算方針を立てる時期になりましたので、来年度予算を立てるのかというご質問でございましたけれども、今のところは診療を続けて下さる医師も強いですし、町としても続けていただきたいという意志がございますので、予算はもう既に作っておりますが、事情が許せば、それを計上させていただきたいというに思っております。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（海道政俊君） 93ページ、総合文化センター管理運営に要する経費

の修繕料キャノピー型庇補修という事で、今回、100万円を予算計上しておりますが、これにつきましては、11月の24日に、正面玄関を通る際に公用車が、庇左側の一部に接触しまして、その部分の範囲が広いという事で、高額になっての補修となっております。箱車トラックです。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 庁舎の関係については、念の為に用地の関係について、聞いておいた訳です。有効に活用していただきたいというのは、そのとおりであります。そんな事で、それも、条件があるという事で押さえておく必要があるという事でもあります。良く解らなかつたのは、基本計画は、基本設計と並行して作るというふうに聞こえたんですが、そういう事ですか。順序が違うのではないですか。それは、私、昨日も言ったとおり、基本計画があつて、それを基にして普通、発注するんですよ。その辺を理解されていないような感じがします。もう一度、その辺のお答えをいただきたいという事と業者の選考にあたっては、指名競争入札でいきたいという事は、期間が無いからという事が、一番の要因かなと思いますけれども、プロポーザル方式でも、やる気になればできるじゃないですか。私は、そのように思うんですが、それも検討に値しないのであれば結構ですけれども、後々、悔いが残らないようにしてほしいと思います。

熱交換器のプレート清掃については、4か所の清掃を行うという事で理解いたしました。

それから、81ページについては、屋上防水工事内部改修電気工事を行うということですが、内部改修は、どの箇所を、どのように改修するのか、この辺をもう一度、お答えいただきたいと思います。それから、83ページの茶内診療所については、麻生医師が継続してやっていただけるという事で、ありがたい事だなと思ってます。そういった事で、事情が許せばという事で予算計上をするという事ですから、私は、それに賛成ですので、これで進めてほしいと思います。

それから、93ページのキャノピーについてですが、玄関の庇についてですが、あそこに箱型トラックが入ってくる事自体が、間違いですよ。レンガ式の所ですから、レンガも痛めますし、今後そのような事がないように十分、関係する職員だけではなく、利用する方にもその辺を注意させるという事を、徹底してほしいなと思います。それで、もう既に緊急を要する訳ですから、もうは、完了したと理解してもいいですか。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（海道政俊君） 今回の補正予算次第で、これからの発注となります。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 庁舎建設に関してのご質問に対してのご説明申し上げます。

これまで、企画財政課の方で検討委員会等に関わってきたという部分もありますので、私の方からご説明させていただきたいと思います。

まず、基本構想、基本計画の関係でございます。本日、朝に素案になるものをお配りさせていただきました。今回の素案につきましては、補正予算で、およそ6,700万円の基本設計委託料を計上させていただいておりますけれども、この6,700万円を計上するにあたって、必要と思われる素案という形でございます。朝からのご質問でございましたけれども、順番が違うのではないかとというようなご質問もいただいておりますけれども、この素案をもとに、基本設計を発注させていただいて、その後、今の段階としては、正式に建てる高さ等も決められておりませんので、そういった事も基本設計の中でやっていただいた上で、その答えに基づいて、素案を、正式に成案とさせていただきたいという事で、構想についてお示ししていなかったというところでございます。当然のごとく、そういった形で成案になった時点で議会の皆様、町民の方にも、お示しするという考えでいたるところであります。

また、先ほど総務課長の方から並行してという事で、答弁させていただきましたけれども、この辺についても、並行してという事でしたけれども、少し勘違いという事があったのかと思いますけれども、そういった形で、基本設計と同時進行で業者さんからの意見を聞きながらという事で、当然のごとく構想、計画だったりというのは、基本設計の成果が示される前にでき上がるという形で、考えております。

それから、業者の選考関係でございます。今回の、基本設計の発注にあたりましては、入札方式という形で考えているところでございますけれども、先ほど9番議員の方からお話がありましたとおり、時間が無いというのも実際のところであります。ただ、今回の基本設計につきましては、極論でございますが、建てる場所を検証、測量していただいたりという事で、実際の建物の形の中の構造、各課の配置ですとかの設計の形ではないと考えております。そのような事から、入札でも、という事で考えているところであります。プロポーザル方式をもし導入するという事であれば、基本設計ではなく実施設計の段階においては、検討する余地は、当然あると町としては、考えているところで

ございますけれども、これまで町長初め、度々、ご説明しているとおりの、財源の関係、有利な財源を使う為に緊急防災減債事業債ですけれども、この期間の関係もありまして、かなり時間的に苦しいところもございます。そういった中でですね、プロポーザル方式を採用するという事になりますと、内部の体制づくり、外部委員の招聘、そういった体制づくりにも時間を要するという事もあります。この事についても、検討していかなければいけないという事もありますので、かなり高いハードルはあろうかと思っておりますけれども、実施設計の段階においては、当然、検討すべき事項と思っておりますので、そういった形でご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 今、企画財政課長から説明がありまして、言わんとしている事は解ります。解りますが、基本計画は、今の基本設計と、その成果品を元に、基本計画とするという事で、実際的に今回出すのは、基本設計ではないんじゃないですか。基本設計ではなくて、基本計画を作るための基本設計みたいな感じに私は、思うんです。

並行するとか、勘違いされるといいますが。そしてプロポーザル方式を取り入れるのが実施設計でという話ですけれども、実施設計では意味がないんですよ。あくまでも今の基本設計の中で基本計画に盛り込む事業を出していくのが、そのプロポーザル方式でやられる部分だというふうに、私は理解するんですけれども、意見の食い違いがあれば、それは仕方ないのですが。

今、現実的に建設されている庁舎、それから予定されている庁舎は、うちの実態とは確かに違います。庁舎建設基金もしっかり積んであって、準備室を設けたりしていますけれども、そういった事を除いても、うちの実態を踏まえて、急いでいても順序があるのかなと思っております。ですから、可能な限り、そういった方向を目指してほしいなと思っておりますので、最後に町長、副町長の考え方をお聞かせ下さい。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 構想、そして計画という事で、構想については、年度内というお話をしておりますので、少なくとも、この構想に基づいて計画も一緒に並行するという事でありますから、その頃には、委託しておりますけれども、その段階で、最後ではなく、年度のいい時期に、完成する前にやり取りをしながら、成案の計画を示したいと考えて思っておりますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。これで質疑を終わります。

これから、議案第72号の討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第73号 平成28年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長(波岡玄智君) 日程第3 議案第73号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第73号、平成28年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、補装具などの療養費と過年度分の保険税還付金など、今後必要とされる経費の不足分について補正をお願いしようとするものであります。

財源につきましては、前年度の決算剰余金の未計上分を充てる予算補正となっております。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1款、総務費では、一般事務に要する経費で、国民健康保険制度の都道府県単位化に関する会議等の出席に伴う旅費の不足見込み分15万8,000円の追加。

2款、保険給付費では、一般被保険者療養費の不足見込み分、75万6,000円の追加。

8款、諸支出金では、億保険税過誤納還付金の不足分102万8,000円を追加するものであります。

以上により、今回の補正額は194万2,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、9款、繰越金の前年度剰余金を194万2,000円の追加をするもので、今回の補正により前年度決算剰余金の留保財源は残り423万5,000円となります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、13億9,555万7,000円となります。

なお、今後補正予算につきましては国保運営協議会に諮問し、答申をいただいております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第73号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第73号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第74号 平成28年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第74号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第74号、平成28年度浜中町介護保険特別会計補正予算第

2号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、職員の給与改定及び介護保険法改正に伴うシステム改修費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1、款総務費では、介護保険推進に要する経費で、議案第62号で議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づき、職員手当等3万3,000円の追加、介護保険法改正に伴うシステム改修に対する協議会負担金75万6,000円の増。

3款、地域支援事業費では、包括的支援事業に要する経費で、同じく議案第62号議決による給料1万4,000円の追加。

以上により、今回の補正額は80万3,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、2款、国庫支出金、介護保険事業費交付金37万8,000円の追加。

6款、繰入金、事務費繰入金42万5,000円の追加となります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億3939万9,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第74号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第74号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 7 5 号 平成 2 8 年度浜中診療所特別会計補正予算 (第 2 号)

○議長 (波岡玄智君) 日程第 5 議案第 7 5 号議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (松本博君) 議案第 7 5 号、平成 2 8 年度浜中診療所特別会計補正予算第 2 号について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正の主な内容を申し上げますと、歳出、1 款、総務費では、浜中診療所運営に要する経費で、2 節、給料 8 万 4, 0 0 0 円の追加、3 節、職員手当等で期末手当 1 万 8, 0 0 0 円の追加、勤勉手当 5 万 3, 0 0 0 円の追加は、いずれも議案第 6 2 号で議決をいただきました職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくもの。7 節、賃金の医師雇上賃金 6 5 万円の追加、1 2 節、役務費のクリーニング代 2 万円の追加は、いずれも不足見込み分、1 3 節、委託料のレセプトコンピュータ等保守点検委託料の 3 1 万円の減額及び 1 4 節、使用料及び賃借料のレセプトコンピュータ等借上料 6 2 万 6, 0 0 0 円の減額は、いずれも電子カルテ導入取り止めによるもの。

2 款、医業費では、医業に要する経費で、1 1 節、需用費の印刷製本費 9 万 2, 0 0 0 円の追加、1 3 節、委託料の感染性廃棄物処理委託料の 7 万 8, 0 0 0 円の追加は、いずれも不足見込み分、1 8 節、備品購入費は、主導式除細動器の更新で 4 4 4 万 8, 0 0 0 円の追加。

以上により、今回の補正額は、4 9 7 万 7, 0 0 0 円の追加となります。

一方、歳入につきましては、7 款、国庫支出金で医療施設等設備整備事業補助金 2 2 2 万 3, 0 0 0 円を補正し、不足する財源は、4 款、繰越金で前年度を剰余金 2 7 5 万 4, 0 0 0 円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、2 億 5, 9 1 4 万 2, 0 0 0 円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長 (波岡玄智君) これから、議案第 7 5 号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

○議長 (波岡玄智君) 1 0 番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 124ページの医業に要する経費の備品購入ですが、今、町長の説明で444万8,000円が主導式除細動器という言葉だったと思うのですが、簡単に言うとAEDという機器なんだと思いますが、これは、今ある機器を、更新するという意味なのか、もう少し詳しくどのようなものなのか。普通のAEDの感覚でいきますと、この金額にはならないと思っていますので、各公共施設に置いてある機器は60万円はしない金額だと思っていますので、この内容を詳しく教えてほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） 124ページ備品購入費についてのご質問にお答えいたします。

既存の主導式除細動器の購入につきましては、平成5年3月に購入したものでございまして、既に23年経過しているもので、使用に耐えられないという事でありましての更新によるものでございます。通常、各施設に置いてあるAEDがあるのですが、このような簡易的なものではなく、本格的なものになります。台数については1台でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） テレビで見るようなイメージだというふうに捉えているのですが、AEDですから、心停止した時に蘇生させる為の機器ですよね。今までの使用実績で平成5年に購入したという事であります。施設に置いてあるAEDとの端的な違い、説明があれば、この444万8,000円について納得がいくのですが、普通に通常置いてあるAEDでも十分機能等は、発揮するのかなという思いがありますので、まず使用回数等が分かるのであれば、医療として使う限り、この機器が必要だという理由をおしえてほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） ただ今の質問にお答えいたします。平成5年からの使用回数については、抑えておりませんが、救急車の方にも搭載されているものですから、ほとんど、診療所としての使う頻度は無いと思っていただいて結構だと思います。今、施設に置いてあるオレンジ色のAEDと全く強さが違うという事の認識でおさえております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） 診療所に常備するのではなく、救急車に搭載するものだとい

う答弁だったと思います。それで間違いないでしょうか。その救急車に搭載する機器が、診療所の会計に出てくのでしょうか、もう少し詳しく説明してほしいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（齊藤清隆君） ただ今のご質問にお答えいたします。救急車にも、搭載されているという意味でございまして、それで、今回補正であげるという事では、診療所に既設で置くものという事になっております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第75号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第76号 平成28年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第1号)

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第76号議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第76号、平成28年度浜中町下水道事業特別会計補正予算第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、人件費などの補正をお願いしようとするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1款、総務費では、一般管理に要する経費で、給料1万8,000円、職員手当等2万5,000円は、いずれも議案第62号で議決を

いただきました、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に基づくもの。11節、需用費の印刷製本費12万1,000円、27節、公課費の消費税45万5,000円の追加は、いずれも不足見込み分、13節、委託料の浜中町下水道事業等経営戦略策定業務委託料815万円増額は、高資本費対策に係るの。

2款、下水道費では、特定環境保全公共下水道事業に要する経費で、給料5,000円、職員手当等4万2,000円は、いずれも議案第62号に基づくもの。霧多布クリーンセンター管理運営に要する経費で需用費の修繕料57万5,000円の追加は不足見込み分。漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費で11節、需用費の修繕料13万8,000円の追加は不足見込み分。

以上により、今回の補正額は952万9,000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、4款、繰入金、一般会計繰入金622万4,000円の追加、5款、繰越金、前年度剰余金330万5,000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億4,662万8,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第76号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 136ページの委託料でございますけれども、浜中町下水道事業等経営戦略策定業務委託料815万円皆増であります。これの詳細について、説明をしていただきたいと思います。それとクリーンセンター管理運営に要する経費の修繕料57万5,000円の内訳と漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費の修繕料の内訳についてもお知らせ下さい。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） まず、委託料の関係ですけれども、下水道事業の経営上、自然条件や地理条件等で建設費が割高な為、資本費が著しく高額で使用料収入だけでは賅えない状況である為、一般会計から繰り入れして、その繰入額に応じて地方交付税措置を受けております。

具体的には総務省でありますけれども、経営改善により地方交付税つまり、繰入額で

すが、これを圧縮する為に経営戦略の策定を求められており、その策定業務を委託しようとするものであります。

次に、修繕料でありますけれども、霧多布クリーンセンターの方の修繕料ですが、これについては、屋上のルーフドレンと屋外排水、自動ドアの修繕、これに係るものであります。

次に、漁業集落排水の修繕料に関しましては、散布クリーンセンターの通信回路が落雷によって、故障いたしました。それによって、異常警報の通信回線、いわゆるモデムでありますけれども、これの修繕に係るものであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○9番（川村義春君） 修繕料については、わかりました。もう一度、経営戦略の策定の関係ですけれども、自然条件等で資本費が高くなる事によって、一般会計からの繰り入れを抑える為の戦略を作るという事ですか、その辺をもう少し詳しくおしえて下さい。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） その自然条件や地理条件で建設費が割高という意味ですけれども、例えば10メートルの本管をあるとします、そうした時に人口密集地であればそれに繋がってくる枝が沢山ありますから、収入も多くなります。浜中町であれば、榊町から暮帰別あたりを想定すると、10メートルのところは1つも張りついていないような状態になりますので、資本費が割高になるという事で下水道の経営上は、使用料で賄えれば経常上いいのですが、それが今言ったような理由でできないので、その差額分を一般会計から繰り入れしているという事です。その繰り入れしている分に対して地方交付税がくるのですけれども、それを圧縮する為に経営戦略をつくりなさいという事で、作らなければ交付税が減らされるという事もありますので、経営戦略を作って圧縮に努めるという内容であります。

○議長（波岡玄智君） 10番田甫議員。

○10番（田甫哲朗君） ただ今の説明で、委託料についてはほぼ理解はできました。ただ、経営戦略でありますから、多分、10年とか15年の期間があるので、その都度戦略を作って提出という形になると思うんです。その期間と、本来この予算であれば、当初予算になるのではないのかなと思います。年度末の、この12月で新規となってこの時期で補正になった経緯と、以前、計画を立てていたものが更新時期で見直す時期に来たという事であれば、当初予算くらいになるのかなと思うんですけれども、今回補

正となった理由等も含め、年数等を教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 地方交付税の関係でございますので、企画財政課の方からご答弁申し上げます。

まず、期間でございますけれども、10年間でございます。この経営戦略でございますけれども、先ほど建設課長からの答弁にもありましたとおり、経営戦略を作成する事によって経営の安定化を図る事によって、一般会計からの繰出金を抑制するという事が国の総務省の狙いでございます。当初予算であるべきだというようなお話のご質問だったかと思いますが、国からの通知が、実際には28年1月26日、総務省からの通達がきているところでありますけれども、その中では、平成32年度までに、この経営戦略の策定状況を100%として、その為に平成28年度から30年度までにおいては、財源措置を講じますという事で通達されているところでございます。年度当初におきまして、30年度まで財源措置を委託料に対して財源措置あるという事ですので、財政サイドとしても下水道を担当する建設課としても30年度までに、この戦略を策定すべく考えていたところでございますけれども、本年9月、企画財政課の方で釧路総合振興局より、この分について財源措置はあるけれども、今年度内に策定しなければ、地方交付税を減額する旨の話が国からされたという事で、財政状況ヒアリングの際に、お話をされたところであります。そういった事で急遽、影響額が多額になるものですから、何とか28年度中にこの戦略を作成して、29年度以降の普通交付税を確保しようと考えたところであります。

なお、参考ですけれども、本年の関係で入ってきている分が、減ると仮定しますと、おおよそ1億600万円程下水道費に係る普通交付税の参入が最大で減るという事でございますので、そういう状況を鑑みまして、急遽、今回の補正予算の要求となったところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。これで、質疑を終わります。

これから、議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第77号 平成28年度浜中町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第77号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第77号、平成28年度浜中町水道事業会計補正予算第1号について提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、営業外収益の追加と水道施設修繕費の不足を見込み及び人件費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主な内容を申し上げますと、予算第3条、収益的収入及び支出の予定額は収入では、1款、水道事業収益、2項、営業外収益、2目、他会計補助金で一般会計補助金47万4,000円の追加、3目、雑収益で、退職手当組合事前納付精算還付金207万6,000円追加。

支出では、1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、浄水及び配水費で修繕費190万8,000円は、経年劣化に伴う霧多布配水池点検口修理と漏水等対応修理費の不足見込みにより追加するもの。2目、総係費64万2,000円は、議案第63号で議決いただきました、浜中町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例に基づき、人件費の差額不足分を追加するものであります。

以上により、今回の補正額は255万円の追加となり、補正後の収益的収入及び支出の総額は2億467万円となります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を得なければ流用する事ができない経費、職員給与費は64万2,000円を追加し、4330万2,000円、予算第7条で定めた他会計からの補助金は、6089万5,000円を6136万9,000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、議案第77号の質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第77号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから、議案第77号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第78号 浜中町教育委員会教育長の任命同意について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第78号を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（松本博君） 議案第78号、浜中町教育委員会教育長の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育長の内村定之氏は、平成29年1月31日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見、行政手腕は、教育長として最適任と認めるところであり、新たな教育委員会制度の教育長に同氏を任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条1項の規定により議会の同意をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は平成29年2月1日から平成32年1月31日までの3年間となりますので、よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、本案は質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第78号を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（波岡玄智君） ただ今の出席議員は10人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

なお、指示があるまで記入せずにお持ち願います。

○議長（波岡玄智君） 投票用紙の配布漏れを確認します。配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長（波岡玄智君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

選任を可とする方は賛成と否とする方は反対と記載して投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中の賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

ただいまから投票用紙への記入をお願いします。

記入が済み次第、一番議員より順次投票願います。

(投票)

○議長（波岡玄智君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票にあたり、会議規則第32条の規定により立会人に9番川村議員、10番田甫議員を指名します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

両議員の立会を願います。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 投票の結果を報告します。

投票総数10票。これは出席議員数に符合しております。

有効投票10票。無効投票0票です。有効投票のうち賛成10票、反対0票。

以上のおり賛成が多数です。

したがって、議案第78号は、選任に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎日程第 9 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(波岡玄智君) 日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申し出書のおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のおり閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。ただ今、町長から議案第79号及び議案第80号が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号及び議80号を日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

◎日程第10 議案第79号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第11 議案第80号 浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第9議案第79号及び日程第10議案第80号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第79号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案80号、浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関連がありますので一括して提案の理由をご説明申し上げます。

この度、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児または、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月2日公布され、育児または介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員について育児休業等の対象となる、子の範囲を拡大するとともに、介護のため、1日の勤務時間の一部を勤務しない事ができるようにする等の措置が講じられました。

このことから、本町においても、関連する条例の一部改正をしようとするものであり

ます。

議案第79号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、介護を要する子の範囲の拡大と介護時間等について新規制定するものであります。

議案第80号、浜中町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、育児休業に係る職員が養育する子の範囲の拡大と関連する条例の一部改正をするものであります。

施行期日につきましては、いずれの条例も平成29年1月1日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） （議案79号及び80号補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第79号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第80号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第79号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第80号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって、平成28年第4回浜中町議会定例会を閉会します。ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3時14分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員